



## 第14回 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2024年6月28日（金曜日）午前10時  
（午前9時30分受付開始）

**開催場所** 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

### 議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
3名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

### 目 次

株主の皆様へ	
第14回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	30
連結計算書類	52
計算書類	54
監査報告	56

# 株主の皆様へ

Purpose

## Business Purpose

ジーニーのプロダクトやサービスが実現する世界観

誰もがマーケティングで成功できる世界を創る

## Corporate Purpose

組織の長期目標・存在意義

日本発の世界的なテクノロジー企業となり、日本とアジアに貢献する



代表取締役社長  
工藤 智昭

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り深く御礼申し上げます。

当期はインフレ抑制のための利上げにより、米国の金融不安などが世界経済の下押し圧力となった他、34年ぶりの円安水準となりました。日本経済においても徐々に影響が表れ不安定さが顕在化していきました。

そのような中でもジーニーグループは力強い成長を持續し、長期的な方向性と当グループのプロダクトの競争力に改めて確信を深めております。

当期において、広告プラットフォーム事業では動画広告とエンタープライズ領域でのシェア拡大が進み、売上収益・売上総利益は過去最高を更新しました。4月にはソーシャルワイヤー株式会社を子会社化する方針を発表し、デジタルPR領域を強化しております。マーケティングSaaS事業ではGENIEE SFA/CRM、GENIEE CHATがエンタープライズ企業からの受注の増加を続け、高い成長率を維持しました。

北米・インドを中心に事業を展開する海外企業Zelto,Inc.のPMIでは経営体制の再構築を経て、持続的な成長が見込める段階に至りました。

また、生成AIの子会社であるJAPAN AI株式会社は、当グループの各プロダクトにAI機能を提供する一方で、独自プロダクトのJAPAN AI ChatやJAPAN AI Speechがマーケットフィットを終え、加速度的な成長を遂げる段階にあります。特に中途のハイプロフェッショナルの方々に多く入社していただけた事で、来年度の成長の地盤を強化できました。

この結果、当期は売上収益80億円、売上総利益61億円、営業利益15億円と同業の中では一つ頭が抜けている高成長を実現することができました。他方、開示予算の下方修正と計画未達により、株主の皆様にはご心配・ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。この事実を厳しく受け止め、開示予算の精度向上に努めると共に、株主の皆様の信頼を回復することを最優先に取り組んで参ります。

来年度の開示予算では、売上収益102億円、売上総利益80億円、営業利益23億円を計画しております。業績達成はもちろんのこと、株主の皆様からの信頼回復と株主価値の向上、還元を最優先のテーマに尽力して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 6562  
(発送日) 2024年6月13日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号  
株 式 会 社 ジ ー ニ ー  
代表取締役社長 工 藤 智 昭

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://geniee.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主総会」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジーニー」又は「コード」に当社証券コード「6562」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月27日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月28日(金曜日) 午前10時(午前9時30分受付開始)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
(詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第14期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第14期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件
  - 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
  - 第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件
  - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)  
議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ・ 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
    - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

本株主総会の第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」で取り上げるA種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する定款規定を新設するものであります。

A種優先株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」をご参照ください。

なお、当該定款一部変更は、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。下線部は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は54,000,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は10,000,000株とする。
第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、100株とする。	第8条（単元株式数） 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

現行定款	変更案
(新設)	第2章の2 A種優先株式
(新設)	<p>第11条の2 (A種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日（基準日を定めない場合には効力発生日とする。以下同じ。）として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当（第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）を行ったときは、かかる配当の累積額をA種優先配当金から控除した額の金銭を支払うものとする。また、当該配当基準日から当該剰余金の配当の効力発生日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>2. A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、配当基準日に応じて、それぞれ400円（以下「払込金額相当額」という。）に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日がA種優先株式の最初の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日とする。）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間（以下、本項において「配当計算期間」という。）が、以下の(1)乃至(3)に定める期間に含まれる場合に、それぞれに対応する以下の配当年率を、配当計算期間が当該期間に含まれる実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算して算出した配当率を乗じた金額の合計とする（除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 払込期日から2年後の応当日の前日迄：年率3.0%</p> <p>(2) 払込期日から2年後の応当日から払込期日の5年後の応当日の前日迄：年率4.0%</p> <p>(3) 払込期日から5年後の応当日以降：年率5.0%</p>

現行定款	変更案
	<p>3. 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、A種優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p>
(新設)	<p>第11条の3（残余財産の分配）</p> <p>1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に<math>(1+0.05)^{n+m/365}</math>を乗じて算出される額（但し、払込期日（同日を含む。）から以下に定める分配日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「n年とm日」とする。）、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額の合計額（以下「本取得価額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の配当が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額を計算する。なお、本取得価額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2. A種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</p>
(新設)	<p>第11条の4（議決権） A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>第11条の5（普通株式を対価とする取得請求権）</p> <p>1. A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当会社に対して、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに次項に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）を交付することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令等において可能な範囲で、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、払込金額相当額に転換請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、次項及び第4項で定める転換価額で除して得られる数とする。また、転換請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3. 転換価額は、933円とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>4. 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。</p> <p>(1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> <p>調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>(2) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(3) 第7項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は当会社の役員若しくは従業員若しくは当会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式給付信託のために普通株式を発行又は処分する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。また、「発行済普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当社が保有する普通株式の数を除く。）をいう。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、上記の「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{発行済普通株式数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$

現行定款	変更案
(新設)	<p>(4) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、第7項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本号において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(5) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本号において同じ。）の合計額が第7項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本号による転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>5. 前項に掲げた事由によるほか、以下の(1)乃至(3)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(2) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(3) その他、発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p>
(新設)	<p>6. 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。</p>
(新設)	<p>7. 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する60取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p>
(新設)	<p>8. 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本項により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>第11条の6（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>1. 当社は、払込期日以降、いつでも、取締役会の決議により別に定める日（但し、全てのA種優先株主等が同意した場合を除き、当社は、30営業日前の日（同日を含まない。）までに、会社法第168条第2項及び第169条第3項に定める通知（なお、公告をもってこれに代えることはできない。）をA種優先株主等に対して行うことを要し、当該日の30営業日前の日以降に通知を行った場合、当該通知の日の31営業日後の日とする。以下「取得日」という。）の到来をもって、取得日における分配可能額を限度として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該取得日における、第11条の3第1項で定める本取得価額（なお、「分配日」を「取得日」に読み替えて計算する。）に、当該金銭対価取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額の金銭を支払う。</p> <p>2. 当社が、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p>
(新設)	<p>第11条の7（株式の併合又は分割、募集株式の割当て）</p> <p>1. 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない</p> <p>2. 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3. 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p>第17条の2（種類株主総会）</p> <p>1. 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>

現行定款	変更案
<p>第43条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 本条の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>(削除)</p>

## 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. 及び2. に記載の理由により、下記3. に記載の要領にて、株式会社みずほ銀行（以下、「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるA種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件とします。また、2024年5月30日付で当社と本優先株式割当予定先が締結した投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において、本優先株式割当予定先による本優先株式に係る払込みは、本株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。

### 1. 募集の目的及び理由

#### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社はかねてより資本効率の向上と機動的な資本政策遂行を目的に自己株式の取得を検討しており、この過程で主要株主であるソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」といいます。）から株式売却の打診を受けました。将来的には当社株式が市場に放出されることの影響や資本効率の向上、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に検討した結果、当社が一旦自己株式の取得という形でソフトバンクの保有する株式を取得し、当社の業績や株価動向等を見据え、消却、長期保有を前提とした当社にとって望ましい企業への譲渡、株式交換制度並びに株式交付制度を活用した買収、及びプライム市場変更承認のタイミングでの売出し等、機動的に検討できる方が、より株主還元及び企業価値の向上への取り組みとして、妥当であると判断いたしました。

この判断に基づき、会社法第156条第1項、第160条第1項の規定に基づき、ソフトバンクより相対取引による自己株式の取得を行うことを決定いたしました。

当社は、本自己株式取得を行うために必要な資金を調達し、また本自己株式取得を行うために必要となる分配可能額を確保するために、本第三者割当増資を行うことといたしました。本優先株式による資金調達を選択した理由については、「(2)本優先株式による資金調達を実施する理由」をご参照ください。

#### (2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、本自己株取得に必要な資金及び分配可能額を確保するとともに、財務体質の安定化に向けて、様々な資本性のある資金調達手法を検討してまいりました。

また、資本金のある資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当増資、ライツオフリングの実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことや、調達予定額の確保に不確実性があることから適切でないとは判断いたしました。

当社としては、普通株式の早期の希薄化を回避しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには優先株式の発行による資金調達が最適であると判断いたしました。そこで、当社は投資家の特性、金額規模、経済条件等を勘案し検討を進めた結果、当社の主要取引金融機関である割当予定先に対して本優先株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されているものの、割当予定先は本投資契約の規定により、取得請求権行使事由(詳細については下記「(3) 割当予定先を選定した理由」〔⑤普通株式を対価とする取得請求権〕をご参照ください。)が発生しない限り、発行後3年後以降までは取得請求権を行使することができません。そのため、当社は、普通株式の早期の希薄化を回避し、2025年度を最終年度とする中期経営計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予を確保することが可能となります。また、当社は、内部留保資金の積み上げ等により、金銭を対価とする取得条項を用いて本優先株式を取得することにより、普通株式を対価とする取得請求権行使による希薄化を回避する予定です。

### (3) 割当予定先を選定した理由

割当予定先は、当社の主要取引金融機関であり、本優先株式発行により、普通株式の希薄化を回避しつつ自己資本の拡充を図るという当社の方針にご理解をいただいたことから、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

また、当社は、本投資契約において、割当予定先との間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

#### ① 払込義務の前提条件

大要、以下の事項が、割当予定先による本優先株式に係る払込義務の履行の前提条件とされています。

- a. 本投資契約に定める当社の義務の違反の不存在（但し、軽微な違反は除く。）
- b. 本投資契約に定める当社の表明保証の違反の不存在（但し、軽微な違反は除く。）
- c. ソフトバンクが保有する当社の株式全部の当社に対する譲渡に関する譲渡契約の締

## 結・存続

- d. 本投資契約の締結・存続、本第三者割当増資、本資本金等の額の減少、本自己株式取得に必要な手続（取締役会決議、株主総会決議を含む。）の完了、割当予定先による払込期日における本優先株式にかかる払込の直後かつ払込期日と同日に本自己株式取得が実行されることが合理的に確実と見込まれること
- e. 割当予定先による払込期日における本優先株式にかかる払込と同時に、本資本金等の額の減少の効力が生じることが合理的に確実と見込まれること
- f. 本第三者割当増資の実行を制限・禁止する司法・行政機関等の判断等又は訴訟等の不存在
- g. 本優先株式にかかる臨時報告書の適法かつ有効な提出
- h. 当社グループ会社の借入等について、財務制限条項に抵触しておらず、また抵触する具体的なおそれもないこと
- i. 本投資契約締結日以降、当社グループ会社の事業に重大な悪影響を生じさせる又は生じさせる具体的なおそれのある事由又は事象が生じていないこと

## ② 事前承諾事項

- 大要、以下の事項を行う場合には、割当予定先の事前の書面による承諾を取得することを誓約しておりますが、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶、遅延又は留保しないこととしております。
- a. 当社の株式等の発行又は処分、株式又は新株予約権の無償割当て、株式分割又は株式併合並びにこれらに関する契約、覚書、合意その他の取り決め等
  - b. 自己株式又は新株予約権の取得
  - c. 当社グループ会社による第三者の株式等の取得又は一定の信用付与行為等
  - d. 当社の定款の変更
  - e. 当社グループ会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付
  - f. 当社の資本金又は資本準備金の額の減少
  - g. 当社の自己株式の消却又は処分
  - h. 投機目的のデリバティブ取引
  - i. 当社グループ会社の範囲に異動を伴う株式又は持分の取得等
  - j. 当社グループ会社の株式又は持分の全部又は一部の第三者への譲渡、担保提供、その他の処分又は第三者との間の当該処分に関する契約、覚書、合意その他の取り決め等
  - k. 当社グループ会社の事業若しくは重要な資産の一部又は全部の譲渡等

- l. 当社の現金の交付を伴う株式併合又は株式分割
- m. 当社の重要な知的財産権の売却・処分
- n. 当社の重要なライセンスの放棄又は処分
- o. 当社の重要な会計方針の変更
- p. 当社以外の当社グループの株式等の発行、処分又は割当
- q. 当社グループ会社の事業内容の変更
- r. 当社グループ会社の解散、倒産手続等の開始の申立等
- s. 本優先株式の発行並びに本契約及び総数引受契約の締結の前提条件となった会社法上の決議にかかる変更、修正又は撤回
- t. 当社グループ会社による特定の投資の継続

### ③ 財務コベナントの遵守

#### a. 分配可能額の維持

本自己株式取得以降、本契約の有効期間中、分配可能額が16.5億円以上を維持すること

#### b. 営業利益の維持

2025年3月末日に終了する決算期及びそれ以降の各決算期における発行会社の連結ベースでの営業損益が赤字とならないこと

### ④ 金銭を対価とする取得請求権

本優先株式には、金銭を対価とする取得請求権は付されていません。

### ⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

本優先株式には、払込期日から3年の経過したタイミングで普通株式を対価とする取得請求権が付されております。ただし、本投資契約の規定により、取得請求権行使事由（本投資契約上の義務又は表明保証の違反（軽微な違反は除く。）、当社の普通株式について上場する金融商品取引所における上場廃止基準若しくはその具体的なおそれの発生又は監理銘柄指定等）が発生した場合に限り、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとしております。

本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、払込金額相当額に転換請求に係る本優先株式の数を乗じて得られる額を、転換価額で除して得られる数となります。転換価額は、933円（本優先株式発行の取締役会決議日の前日に先立つ60営業日間の東京証

券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（小数点以下切り捨て）であり、取得価額に係る修正条項は付されておられません。

#### ⑥ 金銭を対価とする取得条項

本優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。本優先株式の発行要項上、当社は、払込期日以降、いつでも、取締役会の決議により別に定める日（以下「取得日」といいます。）の到来をもって、取得日における分配可能額を限度として、本優先株式の全部又は一部を取得することが可能（以下、「金銭対価償還」といいます。）です。但し、本投資契約の規定により、当社は、払込期日から2年が経過した場合に限り、金銭を対価として、本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとしております。

## 2. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の優先配当金、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（本投資契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公平性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して本優先株式の価値算定を依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは一般的な価値算定モデルであるディカウント・キャッシュ・フロー法を用いて、本優先株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮した上で、一定の前提のもと、本優先株式の価値算定を実施しております。当社は2024年5月29日付でプルータス・コンサルティングより本優先株式の評価報告書（以下、「優先株式評価報告書」）を取得しており、当該優先株式評価報告書において本優先株式の価値は430円と評価されております。

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を行うことを目的に自己株式の取得を検討していたという点、及びプルータス・コンサルティングによる上記評価結果を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、当社として条件面も含め合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至り、本優先株式の払込金額を1株当たり400円と決定いたしました。当社としては、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、本優先株式の発行条件が上記「1. 募集の目的及び理由」 「(1)募集に至る経緯

及び目的」に記載のとおり当初の経営環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、本優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当であると判断しております。また、発行決議に関して、本日開催の取締役会において、当社監査等委員会が本優先株式の価値及び含む価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し（割当予定先への発行関連手数料（60百万円）の支払いを含む）、また、上記の評価報告書も参照した上で、払込金額が割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を表明しております。しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の規定に基づき、本第三者割当増資について本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式の発行を実施することといたします。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を発行することにより、総額40億円を調達いたしますが、上述した本優先株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、本優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、本優先株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数42,872個の普通株式が交付されることとなり、2024年3月末現在の普通株式の発行済株式総数18,056,400株（議決権総数179,575個）を分母とする希薄化率は約23.8%となります。

このように、本優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、本優先株式については、払込期日から3年後の2027年7月31日の経過等の本投資契約に定める取得請求権行使事由の発生までは割当予定先は普通株式を対価とする取得請求権を行使できない設計となっており、企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、払込期日から2年経過後の2026年7月31日以降、金銭を対価とする取得条項を行使することにより、普通株式の希薄化を回避し、既存株主の皆様が生じる影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、本優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理性があると判断しております。

### 3. 募集事項の内容

- (1) 募集株式の種類及び数  
A種優先株式 10,000,000株
- (2) 募集株式の払込金額 1株につき400円
- (3) 払込金額の総額  
4,000,000,000円
- (4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額  
増加する資本金の額 2,000,000,000円  
増加する資本準備金の額 2,000,000,000円
- (5) 払込期日  
2024年7月31日
- (6) 発行方法  
第三者割当の方法により、株式会社みずほ銀行に全株式を割り当てます。
- (7) 募集株式の内容  
A種優先株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

### 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるため、A種優先株式の発行と併せて、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）。

なお、本資本金等の額の減少については、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決され、A種優先株式第三者割当に係る払込みが行われることを条件といたします。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額	3,453百万円
増加するその他資本剰余金の額	3,453百万円
資本金の額の減少がその効力を生ずる日	2024年7月31日（予定）

#### 3. 資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額	2,547百万円
増加するその他資本剰余金の額	2,547百万円
資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日	2024年7月31日（予定）

## 第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、かねてより資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的に、自己株式の取得を検討してまいりました。この過程で、当社主要株主であるソフトバンク株式会社（以下、ソフトバンク）より、保有する当社株式の売却を検討している旨の打診がありました。

将来的には当社株式が市場に放出されることの影響や資本効率の向上、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に検討した結果、当社が一旦自己株式の取得という形でソフトバンクの保有する株式を取得し、当社の業績や株価動向等を見据え、消却、長期保有を前提とした当社にとって望ましい企業への譲渡、株式交換制度並びに株式交付制度を活用した買収、及びプライム市場変更承認のタイミングでの売出し等、機動的に検討できる方が、より株主還元及び企業価値の向上への取り組みとして、妥当であると判断しました。

このような状況を踏まえ、会社法第156条第1項、第160条第1項の規定に基づき、本自己株式取得を行うことといたしたいと存じます。

### 1. 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	5,625,000 株（上限） （発行済株式総数に対する割合31.15%）
株式の取得価格の総額	金4,950百万円（上限）
株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額	1株につき880円
取得期間	2024年7月1日から2024年7月31日まで
取得先	ソフトバンク株式会社

### 2. その他

- (1)本自己株式取得は、当社グループ連結計算書類の2024年3月末時点における株主資本において31.15%と大きな比率を占めるものの、このタイミングで取得することは、当社の資本政策にとって有用であり、また当社グループ全体の収益力も向上しているため、当社の今後の企業経営にとって問題はないと考えております。また、自己株式の処分の方針は現時点では決定しておりませんが、更なる企業価値の向上に向けて、最適な選択肢を検討してまいります。
- (2)取得価額である880円については、ソフトバンクとの協議の結果、直近3ヶ月間の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値の平均価格から10%程度のディスカウント

を行った価格で、ソフトバンクと合意をいたしました。

- (3)本自己株式取得のために要する資金（総額4,950百万円）については、当社が優先株式を発行し資金を確保する予定です。なお、詳細については、2024年5月の取締役会において決定する予定であり、追って開示します。
- (4)本自己株式取得については、定時株主総会で資本金及び資本準備金の減少に関する決議が承認され、分配可能額を確保した上で対応する予定です。
- (5)ソフトバンク以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第3項に基づき、本定時株主総会開催日の5日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方であるソフトバンクに加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）として追加するよう請求することができます（以下、「売主追加請求」といいます。）。売主追加請求が行われた場合は、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に提出いただいた修正前の本議案に賛成する旨の委任状は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の委任状は修正後の議案についても反対するものとして取扱うことといたします。具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては、「社債、株式等の振替に関する法律」第154条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をしていただいた上で、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を2024年6月23日（日曜日）までに当社に到着するようご提出いただくこととなります。当該通知を受領した株主の皆様からの株式譲渡の申込があった株式の数及び本自己株式取得による株式の数の合計が、「1. 取得に係る事項の内容」の「取得する株式の総数」を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第159条第2項に従って按分されることとなります。
- (6)会社法第161条及び会社法施行規則第30条により、本定時株主総会の前日の当社の株価の終値が880円もしくはそれを上回る場合には、売主追加請求の権利は消滅いたします。
- (7)なお、本自己株式取得に関する株式譲渡契約において、下記のとおり効力発生の前提条件が定められております。但し、下記（イ）については、ソフトバンクの裁量により前提条件から除外することも可能となっております。
  - (ア) 本定時株主総会において、承認を得られること
  - (イ) 本承認に係る議案について、会社法第160条第3項に基づく売主追加請求権を行使したソフトバンク以外の当社の株主が保有する株式数の、本定時株主総会決議日の前日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が所有する自己株式を控除した株式数に対する割合が、5%を超えないこと。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革をより一層の強化を図るために1名増員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数
1	く どう とも あき 工 藤 智 昭 (1981年9月9日)	2006年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2010年4月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2012年8月 Geniee International Pte., Ltd. President & CEO（現任） 2013年9月 Geniee Vietnam Co., Ltd. Chairman（現任） 2017年5月 PT. Geniee Technology Indonesia Commissioner（現任） PT. Adstars Media Pariwara Commissioner（現任） 2020年11月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 代表取締役社長 2023年4月 JAPAN AI 株式会社 代表取締役社長（現任） 2023年6月 Geniee International Pte., Ltd. Chairman（現任） 2023年12月 Zelto, Inc. President & CEO（現任） AdPushup Software India Private Limited President & CEO（現任）	6,544,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
2	にし の ゆう いち 西 野 勇 一 (1979年9月6日)  ※	2005年11月 エスプロデューサーズ株式会社 入社 2011年1月 株式会社Nishiki Corporation 入社 2013年8月 株式会社フォーデジット 入社 2017年12月 当社 入社 2020年10月 当社 経営企画室長 2021年4月 当社 執行役員 コーポレート本部長 2024年3月 Geniee Vietnam Co., Ltd. Director (現任) 2024年4月 PT. Geniee Technology Indonesia Director (現任) 2024年4月 PT. Adstars Media Pariwara Director (現任) 2024年4月 当社 上級執行役員 CEO室長 (現任)	2,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
3	まち だ こう いち 町 田 紘 一 (1979年10月26日)	<p>2002年4月 日本テレコム株式会社（現 ソフトバンク株式会社） 入社</p> <p>2014年5月 ソフトバンクテレコム株式会社（現 ソフトバンク株式会社） デジタルマーケティング事業統括部 新規事業準備室長</p> <p>2015年6月 ソフトバンクモバイル株式会社（現 ソフトバンク株式会社） デジタルマーケティング事業統括部 事業戦略部長</p> <p>2018年6月 SBアド株式会社 取締役</p> <p>2019年9月 インキュデータ株式会社 取締役</p> <p>2019年10月 ソフトバンク株式会社 デジタルマーケティング事業統括部 新規事業推進室長</p> <p>2020年5月 株式会社マイクロアド 取締役</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年4月 ソフトバンク株式会社デジタルマーケティング本部 新規事業推進室長（現任）</p> <p>2023年4月 インキュデータ株式会社 代表取締役社長兼CEO（現任）</p>	—

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 町田紘一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 町田紘一氏は、デジタルマーケティング領域に精通しており、当社事業の拡大に関して、取締役会の意思決定に際して適切な指導を期待し、選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、町田紘一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。町田紘一氏の再任が承認された場合、当社は町田紘一氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して

おり、2024年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、各取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も本契約の被保険者となる予定です。

## 第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
1	とり たに かつ ゆき 鳥 谷 克 幸 (1956年4月12日)	1980年4月 セイコーエプソン株式会社 入社 1990年8月 株式会社三和総合研究所（現 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社） 入社 2003年2月 ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式 会社）内部監査室長 2004年6月 ワイズ・スポーツ株式会社（現 スポー ツナビ株式会社） 監査役 2017年6月 当社 常勤社外監査役 2018年6月 当社 社外取締役[常勤監査等委員] (現任) 2022年4月 一般財団法人THE DESIGN SCIENCE FOUNDATION 評議員（現任）	6,400株
2	とどろき ゆき お 轟 幸 夫 (1958年5月5日)	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会 社SBI新生銀行） 入行 1998年11月 ソフトバンク株式会社（現 ソフトバン クグループ株式会社） 入社 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 （現 ソフトバンク株式会社） 入社 1999年6月 ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式 会社） 監査役 2013年12月 株式会社SBI証券 常務取締役 2017年6月 当社 社外監査役 2018年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現 任） 2019年10月 株式会社アイモバイル 常勤監査役 2020年7月 税理士登録（現任） 2021年10月 株式会社アイモバイル 社外取締役[常 勤監査等委員]（現任）	1,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
3	さ さ き よし たか 佐々木 義 孝 (1973年9月6日)	1996年11月 日本輸送機株式会社（現 三菱ロジスネ クスト株式会社）入社 2015年10月 株式会社アンジー 監査役（現任） 2017年7月 galaxy株式会社 監査役 2018年10月 株式会社TOKYOフロンティアファ ーム設立 代表取締役（現任） 2018年12月 コグニロボ株式会社 監査役 2019年5月 株式会社ジグザグ 監査役（現任） 2019年9月 株式会社バリューデザイン 社外取締 役 2020年2月 株式会社レゴリス（現 スパイダープ ラス株式会社）監査役（現任） 2020年3月 CFOナレッジ株式会社 代表取締 役（現任） 2020年6月 株式会社HRBrain 監査役（現任） 2020年11月 株式会社Prime Partners設立 代表取 締役（現任） 2021年5月 株式会社バルテックス 社外取締 役（現任） 2021年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現 任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鳥谷克幸氏、轟幸夫氏及び佐々木義孝氏は社外取締役（監査等委員）候補者であります。
3. (1) 鳥谷克幸氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上場企業の内部監査室長及び上場子会社の常勤監査役として豊富な経験・識見を活かして、当社の監査等を行っていただけると考え、選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
- (2) 轟幸夫氏は、上場企業の監査役として豊富な経験・識見を活かして、当社の監査等を行っていただけると考え、選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

- (3) 佐々木義孝氏は上場会社の役員としての豊富な経験・識見を活かして、当社の監査等を行っていただけたと考え、選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、鳥谷克幸氏、轟幸夫氏及び佐々木義孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各取締役候補者の再任が承認された場合、当社は鳥谷克幸氏、轟幸夫氏及び佐々木義孝氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、各取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各取締役候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も本契約の被保険者となる予定です。
6. 当社は、鳥谷克幸氏、轟幸夫氏及び佐々木義孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

(ご参考) スキルマトリックス

氏名	経験・専門性								
	①経営	②広告・マーケティング	③SaaS	④テクノロジー・プロダクト	⑤人材	⑥財務・会計	⑦ESG	⑧ガバナンス・リスクマネジメント	⑨グローバル
工藤 智昭	◎	○	○	○	○				○
西野 勇一	○				○	○		○	○
町田 紘一	○	○		○					
鳥谷 克幸							○	○	○
轟 幸夫						◎	○	○	
佐々木 義孝						○	○	○	

※上記一覧表は候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場は、新型コロナウイルス感染症の影響が収束してきたことで経済が正常化に向かい、緩やかに景気が回復している中で引き続き拡大しております。「2023年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」(※1)によれば、インターネット広告媒体費は2024年も堅調に推移し、前年比108.4%の2兆9,124億円になると見込まれています。

また、当社グループが事業領域を拡大しているSaaS市場は、企業の働き方や業務プロセスなどのDX(デジタルトランスフォーメーション)推進により、その活動領域を拡大しています。2026年には約1兆6,681億円(※2)に拡大すると見込まれています。

国内経済においては、コロナ禍によりデジタル技術を活用した生活・消費行動(テレワークやオンラインショッピング、非接触型決済の拡大など)が定着化しています。さらに、OpenAI社が開発・公開した大規模言語モデルを用いた高度な対話型AIであるChatGPTの普及により、AI技術が様々な分野で注目を集めています。

このような事業環境の下、当社グループは、2023年度から2025年度までの3カ年を対象とした「中期経営計画First Magic 2025 Towards 2030 Vision～」を策定しました。当社は「誰もがマーケティングで成功できる世界を創る」、「日本発の世界的なテクノロジー企業となり、日本とアジアに貢献する」という2つのpurpose(企業の存在意義)を実現するために、当社グループの長期的な高成長を目指しています。また、当社グループは当期の4月に、AI技術関連の導入コンサルティング、プロダクト提供、及び研究開発推進を行う子会社、JAPAN AI株式会社を設立しました。当社の高い技術開発力を継承し、AIの研究開発を進めることで、マーケティング業界だけでなく、様々な業界や産業にサービスを提供し、お客様の更なる事業拡大に貢献していきます。

今後も日本発のテクノロジー企業として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

・ 広告プラットフォーム事業

広告プラットフォーム事業では、Webサイトやスマートフォンアプリ上に、各々の閲覧者に合った広告を瞬時に選択し表示させる技術（アドテクノロジー）を使って、インターネットメディアや広告主の広告収益や効果を最大化させるプラットフォームを提供しております。具体的には、インターネットメディア向けの「GENIEE SSP」や広告主/広告代理店向けの「GENIEE DSP」等があり、これらプラットフォームのOEM提供も行っております。

「GENIEE SSP」や「GENIEE DSP」経由で広告が配信されると、広告表示回数や単価に応じて広告主から当社グループへ広告掲載料をいただいております。広告代理店や他社DSP、アドネットワーク、OEM提供先を介して広告が配信される場合は、広告主からそれらを経由して広告掲載料をいただいております。

当期は、サプライサイドビジネスにおいては、これまで未開拓だった動画領域での業績を拡大しました。また、デマンドサイドビジネスでは、ECサイトやオンラインサービスを中心に事業を展開し、パフォーマンス領域での業績を堅調に伸ばしました。さらに、サイジニア株式会社のグループ会社であるデクワス株式会社が運営する「KANADE DSP」の事業譲受により、ダイナミック広告分野での業績向上を実現しました。

この結果、同事業の売上収益は、4,306百万円（前年同期比9.9%増）、セグメント利益は2,244百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

#### ・マーケティングSaaS事業

マーケティングSaaS事業では、企業のマーケティング活動の支援を目的としたBtoB向けSaaSプロダクトを中心に、顧客企業の広告運用代行サービスを含めた各種ソリューションを提供しております。具体的には、営業活動における商談管理のための営業管理システム(SFA)及び顧客管理システム(CRM)「GENIEE SFA/CRM」、企業のマーケティング活動を自動化し、効率的に潜在顧客の集客や購買意欲等の向上を実現するマーケティングオートメーション「GENIEE MA」、国内有数の導入企業社数4,500社を誇るチャット型Web接客プラットフォーム「GENIEE CHAT」、サイト内検索・ECサイト向け商品検索サービス「GENIEE SEARCH」、広告効果測定ツール「CATS」、ASP(※3)を自社で運営することができるアフィリエイトシステム「アフィリエイトアド」などがあります。

「GENIEE SFA/CRM」「GENIEE MA」「GENIEE CHAT」「GENIEE SEARCH」などのSaaSプロダクトでは、基本的に導入企業様より月額でシステムやサービスの利用料をいただいております。

当期は、「GENIEE SFA/CRM」では、ChatGPTを活用して利便性を大幅に向上させる新機能と、AI機能を備えた「AIアシスタントプラン powered by GPT-4」をリリースし、機能強化を図りました。さらに、エンタープライズ層の新規顧客獲得に成功し、受注後は追加案件の獲得や他サービスとのクロスセルを通じて、売上創出の機会を広げています。さらに、2022年に完全子会社化したCATS株式会社が運営する「CATS」及び「アフィリエイトアド」は、課金形態の変更と受託開発案件の増加により業績が堅調に推移しています。

この結果、同事業の売上収益は、2,704百万円（前年同期比36.8%増）、セグメント利益は215百万円（前年同期比151.1%増）となりました。

#### ・海外事業

海外事業では、インターネットメディア向けの「GENIEE SSP」、広告主/広告代理店向けの「GENIEE DSP」及びインターネットメディアのディスプレイ広告収益の向上サービスを提供する完全子会社のZelto,Inc.（以下、Zelto）を展開しております。

2023年2月にZeltoを子会社化し、海外事業の拠点を北米・インドに拡大した当社では、事業基盤強化に向けたPMIを進め、経営課題の一つであった既存契約のミニマムギャランティの解除・緩和を実現しました。引き続きCEOチームが主導となり事業基盤の安定化を図っています。

この結果、同事業の売上収益は、1,249百万円（前年同期比59.4%増）、セグメント利益は201百万円（前年同期比40.6%減）となりました。

この結果、当期の業績は、売上収益8,012百万円（前年同期比24.1%増）、営業利益1,538百万円（前年同期比37.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益1,031百万円（前年同期比51.2%減）となりました。

(※1) 株式会社 CARTA COMMUNICATIONS (CCI) /株式会社電通 /株式会社電通デジタル /株式会社セプテーニ・ホールディングス調べ

(※2) 出典元：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2022年版」

(※3) ASPとは、Affiliate Service Providerの略で、アフィリエイト広告において、広告主とメディアを仲介するサービスを提供する事業者を指す。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中のグループの設備投資の総額は859百万円であります。その主なものは、ソフトウェア開発費用823百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、主に前連結会計年度に調達した短期借入金のリファイナンスを実施し、金融機関より長期借入金6,400百万円の調達をいたしました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2023年6月26日付けで、サイジニア株式会社のグループ会社であるデクワス株式会社の「KANADE DSP」の譲受を行う事業譲渡契約を締結し、2023年7月1日に同事業を譲受いたしました。当該事業譲受による財政状態及び経営成績への影響は軽微であります。

当社の子会社であるJAPAN AI株式会社は、2023年7月3日付けで、Navier株式会社の運営するAI関連事業の譲受を行う事業譲渡契約を締結し、2023年7月3日に同事業を譲受いたしました。当該事業譲受による財政状態及び経営成績への影響は軽微であります。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当社は、2023年4月1日付けで当社の完全子会社である株式会社REACTを、2023年9月1日付けで当社の完全子会社であるHypersonic株式会社を、それぞれ吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	期別	第11期	第12期		第13期	第14期 (当連結会計年度)
		(2021年3月期)	(2022年3月期)		(2023年3月期)	(2024年3月期)
		日本基準	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益		14,061百万円	14,459百万円	14,399百万円	6,455百万円	8,012百万円
営業利益		195百万円	738百万円	588百万円	2,457百万円	1,538百万円
経常利益		149百万円	746百万円	—	—	—
親会社の所有者に帰属する当期利益		101百万円	335百万円	500百万円	2,114百万円	1,031百万円
基本的1株当たり当期利益		5円66銭	18円69銭	27円86銭	119円52銭	58円31銭
資産合計		5,652百万円	7,336百万円	7,659百万円	17,780百万円	19,197百万円
資本合計		2,657百万円	2,732百万円	2,884百万円	5,033百万円	7,290百万円

- (注) 1. 当社グループは第13期より従来の日本基準に替えて国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。また、第12期についてもIFRSに換算した数値を合わせて記載しています。
- なお、直前3事業年度の財産及び損益の状況については、IFRSに準拠した用語に基づいて表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「資産合計」は「総資産」、「資本合計」は「純資産」となります。
2. 第14期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第13期の各数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分の見直しが反映された後の金額を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Geniee International Pte.,Ltd.	7,012千米ドル	100.0%	広告プラットフォーム事業
Geniee Vietnam Co.,Ltd.	3,671,600千ベトナムドン	0.0% [100.0%]	広告プラットフォーム事業
PT. Geniee Technology Indonesia	3,440,750千インドネシアルピア	1.0% [99.0%]	広告プラットフォーム事業
PT. Adstars Media Pariwara	2,600,000千インドネシアルピア	0.0% [51.0%]	広告プラットフォーム事業
Zelto,Inc.	2,656千米ドル	100.0%	広告プラットフォーム事業
ビジネスサーチテクノロジー株式会社	60百万円	100.0%	マーケティングSaaS事業
CATS株式会社	10百万円	100.0%	マーケティングSaaS事業
JAPAN AI株式会社 (注) 2	20百万円	100.0%	マーケティングSaaS事業

(注) 1. 当社の出資比率の[ ]は間接所有比率を表記しております。

2. 2023年4月14日に、当社の子会社としてJAPAN AI株式会社を新設しております。

#### ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳 簿 価 額 の 合 計 額	当 社 の 総 資 産 額
Zelto,Inc.	4023 Kennett Pike #52878 Wilmington, DE 19807, United States	5,799,918千円	13,617,301千円

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、企業のあらゆるマーケティング活動をテクノロジーで支援し、日本とアジアに貢献するため、Purposeを設定しております。Business Purpose（ジーニーのプロダクトやサービスが実現する世界観）として、「誰もがマーケティングで成功できる世界を創る」、Corporate Purpose（組織の長期目標・存在意義）として、「日本発の世界的なテクノロジー企業となり、日本とアジアに貢献する」としております。このPurposeを実現していくために、当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

##### ① 技術革新及びインターネット業界の変化への対応

当社グループが事業を展開するインターネット業界は、第4次産業革命とも言われるデジタル産業革命が進む中、大きな変化と可能性が想定されます。主力事業が属するインターネット広告市場では、ビッグデータやAI（人工知能）の活用による広告配信の精度向上や自動化の促進、IoTの進展やデジタルサイネージの活用による広告バリエーションの増加等の変化が考えられます。また、マーケティングSaaS事業が属する情報通信サービス市場では、企業のDXを支援するサービスの提供が強く求められています。こうした中、当社グループは、インターネット業界の技術革新を牽引し、新たな市場の変化を捉えたプロダクトをいち早く開発・提供することが、今後の事業規模拡大に必要不可欠であると考えております。

##### ② 新規事業の創出及びM&A等による事業領域の拡大

当社グループは、創業来の主力サービスであるインターネットメディア向けの広告収益最大化プラットフォーム「GENIEE SSP」を主軸とするアドテクノロジー領域に加え、2016年7月からはマーケティングテクノロジー領域にも進出し、営業管理システム(SFA)及び顧客管理システム(CRM)「GENIEE SFA/CRM」、マーケティングオートメーション「GENIEE MA」、チャット型Web接客プラットフォーム「GENIEE CHAT」、サイト内検索・ECサイト向け商品検索サービス「GENIEE SEARCH」など、事業シナジーを発揮できる分野でのM&Aを通じて事業領域を拡大しています。今後も、国内外の企業が抱える様々なマーケティング課題を解決するため、事業領域の拡大に積極的に取り組んでいきます。

③ 海外市場におけるシェア拡大及び新市場の開拓

当社グループは、2012年から海外事業展開に着手し、現在、シンガポール・ベトナム・インドネシア・インド・北米に現地拠点を置き、現地の大手通信キャリアやアドネットワーク等、現地企業様向けに「GENIEE SSP」等のサービスを提供しております。2023年2月には、インターネットメディアのディスプレイ広告収益の向上サービスを提供する Zelto,Inc. を完全子会社化しております。

今後につきましては、東南アジア、インドや北米のみならず、中東や欧州等まで地域を拡大し、既存拠点における顧客開拓や、事業規模及び各国市場のシェア拡大、未展開の市場開拓等に取り組み、グループ全体の事業規模拡大を図ってまいります。

④ 開発体制の強化

当社グループでは、提供しているプロダクトの企画や開発・運用等を全て内製化しております。このため、技術革新や市場の変化を捉えた最先端のプロダクトを開発・提供することが、今後の事業規模拡大に必要不可欠であると認識しております。今後につきましては、最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上を図り、顧客ニーズを捉えた開発をスピーディーに行うべく、開発体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の確保及びグローバル組織体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大と業界革新を実現していく上で、優秀な人材の確保やグローバル組織体制の強化が必要不可欠であると認識しております。このため、各事業フェーズに合わせ即戦力となる人材確保を目的とした中途採用と、将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。また、グローバルで業界を牽引する人材の育成を重点課題と位置付け、職種別・階層別研修の実施や、専門資格の取得支援、英語学習支援等、幅広い成長機会の創出・支援を行ってまいります。さらに、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力、情熱を持つ人材を積極的に登用し、適材適所を見極めながら事業状況に合わせた臨機応変な組織改編をスピーディーに行うことで、グローバルで強い組織体制を作ってまいります。

#### ⑥ ブランディングの強化

当社グループは、アドテクノロジー業界において一定の認知を得ているものの、中長期で更なる事業拡大を図り成長を加速していく上で、会社及びプロダクトのブランディングを強化していく必要があると考えております。今後は、国内はもちろんのこと、グローバルでのPR活動を含めて、費用対効果を見極めた広告宣伝活動及び広報活動等を行ってまいります。

#### ⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・J-SOXに対応した内部統制システムを活用した監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

#### ⑧ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、安定した事業運営を行うにあたり、国内外での市場シェア拡大や新規プロダクトの提供、海外拠点の効率的運用等を念頭に置いた、サーバー設備の増強や負荷分散システムの導入等が必要不可欠であると認識しております。今後も、中長期的な視点から設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでまいります。

#### ⑨ 不適切な広告配信に対する監視体制の強化

当社グループは、顧客に提供する価値を担保するために、当社が配信する広告に係る品質管理の徹底が重要な課題であると認識しております。具体的には、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び違法コンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信の監視、また、成人向け広告の取り扱いに関する社内方針を定め、該当する広告取引の減少に努めてまいります。

⑩ 財務上の課題

当社グループは、金融機関から多額の借入れを行っており、一部の金銭消費貸借契約には、財務制限条項が付されており、業績低迷等により当該財務制限条項に抵触した場合には、借入金利の上昇もしくは期限の利益喪失に伴う借入金一括返済等、当社グループの資金繰りに重大な影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクに対応すべく、当社グループの財政状態及び経営成績の向上に取り組んでまいります。

なお、当社グループとしては、従業員の勤務体系を本社とリモートワークを組み合わせたものとし、顧客等社外の打ち合わせもビデオ会議などリモートでの対応を取り、柔軟に事業を継続できる体制整備に努めております。海外事業においては、北米のリセッションの影響を一定程度受けることを想定しております。また広告主の投稿抑制や見込み顧客の投資抑制により、新たな案件の獲得が想定どおりに進まない可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループといたしましては、状況の変化に対応しつつ、適宜計画の見直しと必要な施策を実施してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

報告セグメント	属するサービスの内容
広告プラットフォーム事業	最先端の広告テクノロジーでインターネットメディアや広告主の広告収益や効果を最大化させるプラットフォームの提供
マーケティングSaaS事業	企業のマーケティング活動の支援を目的としたBtoB向けSaaSプロダクトの提供
海外事業	インターネットメディアの収益を最大化させるプラットフォームの提供

## (6) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

### ① 当社

本社	東京都新宿区
----	--------

### ② 子会社

Geniee International Pte., Ltd.	本社：シンガポール共和国Peck Seah Street
Geniee Vietnam Co., Ltd.	本社：ベトナム社会主義共和国ハノイ市
PT. Geniee Technology Indonesia	本社：インドネシア共和国ジャカルタ市
PT. Adstars Media Pariwara	本社：インドネシア共和国ジャカルタ市
Zelto, Inc.	本社：アメリカ合衆国デラウェア州
ビジネスサーチテクノロジー株式会社	本社：東京都新宿区
CATS株式会社	本社：東京都新宿区
JAPAN AI株式会社	本社：東京都新宿区

## (7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
617 (116) 名	51名増 (16名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
380 (99) 名	80名増 (一名)	31.4歳	2.7年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,572百万円
株式会社みずほ銀行	3,494百万円
株式会社三井住友銀行	200百万円
株式会社きらぼし銀行	191百万円
株式会社武蔵野銀行	83百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 64,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,056,400株 (自己株式90,676株を含む)
- ③ 株主数 4,459名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
工藤 智昭	6,544,400	36.43
ソフトバンク株式会社	5,625,000	31.31
五味 大輔	518,500	2.89
NICE SATISFY LIMITED	402,000	2.24
吉村 卓也	385,300	2.14
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	268,700	1.50
廣瀬 寛	226,500	1.26
金沢 聖文	100,000	0.56
上田八木短資株式会社	95,900	0.53
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	85,764	0.48

(注) 当社は、自己株式を90,676株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式(90,676株)には、ESOP信託が保有する当社株式(256,200株)は含めておりません。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員状況

- ① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	工藤智昭	Geniee International Pte.,Ltd. President & CEO Zelto,Inc. President & CEO JAPAN AI(株)代表取締役 ビジネスサーチテクノロジー(株)代表取締役社長
取締役	町田紘一	ソフトバンク(株)デジタルマーケティング本部 新規事業推進室長 インキュデータ(株)代表取締役社長兼CEO
取締役（常勤監査等委員）	鳥谷克幸	
取締役（監査等委員）	轟幸夫	(株)アイモバイル社外取締役[常勤監査等委員]
取締役（監査等委員）	佐々木義孝	(株)TOKYOフロンティアファーム代表取締役 CFOナレッジ(株)代表取締役 (株)Prime Partners代表取締役

- (注) 1. 取締役町田紘一氏並びに取締役（常勤監査等委員）鳥谷克幸氏、取締役（監査等委員）轟幸夫氏、取締役（監査等委員）佐々木義孝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）轟幸夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社では、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、鳥谷克幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（常勤監査等委員）鳥谷克幸氏、取締役（監査等委員）轟幸夫氏及び取締役（監査等委員）佐々木義孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び連結子会社（海外を除く）の取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本保険契約は2024年7月に更新予定であります。

### 【保険契約の内容の概要】

#### 1. 被保険者の範囲

当社及び連結子会社（海外を除く）の取締役

#### 2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

#### 3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）について填補されます。

#### 4. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

## ④ 取締役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当事業年度の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次の通りであります。

- a. 基本報酬に関する方針  
経営状況、職位、職責に応じ、役員としての個々の業務執行状況を考慮し基本報酬支給額を決定しております。
- b. 業績連動報酬等に関する方針  
業績連動報酬は支給しておりません。
- c. 非金銭報酬等に関する方針  
非金銭報酬は支給しておりません。
- d. 報酬等の割合に関する方針  
取締役は基本報酬のみの支給とし、業績連動報酬及び非金銭報酬は適用しておりません。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針  
基本報酬は、月例の固定報酬として支給しております。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項  
取締役会は、代表取締役工藤智昭に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役である監査等委員が監査等委員会に上程し審議しております。
- g. 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しております。よって、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- h. 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針  
監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内に

において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	29百万円 (-)	29百万円 (-)	-	-	2名 (0名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	23百万円 (23百万円)	23百万円 (23百万円)	-	-	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	53百万円 (23百万円)	53百万円 (23百万円)	-	-	5名 (3名)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第8回定時株主総会において、年額150百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終了時点での取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名 (うち社外取締役3名) です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第8回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。  
当該株主総会終了時点での取締役 (監査等委員) の員数は、3名 (うち社外取締役3名) です。
4. 支給人員には、無報酬の社外取締役 (監査等委員を除く) 1名は支給人員には含まれておりません。
5. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には2023年6月30日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。なお事業年度末日現在の会社役員の員数は取締役 (監査等委員を除く) 2名 (うち社外取締役1名) 及び取締役 (監査等委員) 3名 (うち社外取締役3名) であります。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役町田紘一氏は、当社の主要株主及び取引先であるソフトバンク株式会社のデジタルマーケティング本部新規事業推進室長であります。またインキュデータ株式会社の代表取締役社長兼CEOであります。当社は、ソフトバンク株式会社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係を有しております。

記載の会社以外の兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

- 社外取締役 (監査等委員) 轟幸夫氏は、株式会社アイモバイルの取締役であります。

当社は同社との間に取引関係を有しております。

- ・ 社外取締役（監査等委員）佐々木義孝氏は、株式会社TOKYOフロンティアファーム、CFOナレッジ株式会社及び株式会社Prime Partnersの代表取締役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

記載の会社以外の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して 行った職務の概要
取締役 町田 紘一	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、インターネット事業並びに企業経営に関する知見及び経験に基づき、経営全般について適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 鳥谷 克幸	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、他社における豊富な業務経験を活かし、主にガバナンスの観点から適宜発言を行っており、経営の監視・監督の役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 轟 幸夫	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会計・財務の高い知見と豊富な経験に基づく発言を行っており、経営の監視・監督の役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 佐々木 義孝	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、経営の監視・監督の役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるZelto,inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、現在は内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開とそのために必要な優秀な人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。

配当実施の可能性及び実施時期につきましては、現時点において未定であります。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主様への利益還元を適宜検討いたします。

# 連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産)</b>		<b>(負 債)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,943,973</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,876,337</b>
現金及び現金同等物	2,494,494	営業債務及びその他の債務	1,909,489
営業債権及びその他の債権	3,095,464	借 入 金	1,732,004
棚 卸 資 産	445	リ ー ス 負 債	115,504
その 他 の 金 融 資 産	4,287	未 払 法 人 所 得 税	219,438
その 他 の 流 動 資 産	349,282	その 他 の 流 動 負 債	899,901
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>13,253,086</b>	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>7,030,559</b>
有 形 固 定 資 産	445,742	借 入 金	6,138,420
使 用 権 資 産	196,641	リ ー ス 負 債	82,486
の れ ん	10,443,583	引 当 金	167,948
無 形 資 産	1,628,478	その 他 の 金 融 負 債	618,735
その 他 の 金 融 資 産	379,734	その 他 の 非 流 動 負 債	22,969
繰 延 税 金 資 産	130,574	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,906,897</b>
その 他 の 非 流 動 資 産	28,331	<b>(資 本)</b>	
		<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>7,248,376</b>
		資 本 金	1,553,336
		資 本 剰 余 金	1,266,273
		利 益 剰 余 金	3,576,991
		自 己 株 式	△402,199
		その 他 の 資 本 の 構 成 要 素	1,253,975
		<b>非 支 配 持 分</b>	<b>41,786</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>7,290,162</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,197,059</b>	<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>19,197,059</b>

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	8,012,511
売上原価	1,873,559
売上総利益	6,138,952
販売費及び一般管理費	5,252,860
その他の収益	676,223
その他の費用	23,321
営業利益	1,538,994
金融収益	31,173
金融費用	292,987
税引前利益	1,277,180
法人所得税費用	242,137
当期利益	1,035,043
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,031,897
非支配持分	3,145
当期利益	1,035,043

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,558,632</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,785,777</b>
現金及び預金	707,288	買掛金	1,047,310
売掛金	1,772,601	短期借入金	450,000
契約資産	335,573	1年内返済予定の長期借入金	1,282,004
前渡金	79,008	リース債務	39,206
前払費用	138,944	未払金	208,764
その他の他	531,378	未払費用	312,967
貸倒引当金	△6,163	未払法人税等	146,922
<b>固定資産</b>	<b>10,058,668</b>	契約負債	20,633
<b>有形固定資産</b>	<b>538,471</b>	預り金	39,233
建物	368,225	賞与引当金	121,468
工具、器具及び備品	73,181	その他の他	117,265
リース資産	97,064	<b>固定負債</b>	<b>6,748,361</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,534,094</b>	長期借入金	6,441,240
のれん	251,559	リース債務	71,822
ソフトウェア	1,088,636	資産除去債務	179,313
ソフトウェア仮勘定	193,898	株式給付引当金	54,885
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,986,102</b>	その他の他	1,100
投資有価証券	22,356	<b>負債合計</b>	<b>10,534,138</b>
関係会社株式	7,551,970	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	182	<b>株主資本</b>	<b>3,075,191</b>
繰延税金資産	79,385	資本金	1,553,336
敷金及び保証金	316,270	資本剰余金	1,216,196
破産更生債権等	2,086	資本準備金	547,936
その他の他	15,937	その他資本剰余金	668,260
貸倒引当金	△2,086	<b>利益剰余金</b>	<b>707,857</b>
		その他利益剰余金	707,857
		繰越利益剰余金	707,857
		<b>自己株式</b>	<b>△402,199</b>
		評価・換算差額等	5,611
		その他有価証券評価差額金	5,611
		<b>新株予約権</b>	<b>2,360</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>3,083,162</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,617,301</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>13,617,301</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,928,699
売上原価	1,239,571
売上総利益	4,689,127
販売費及び一般管理費	4,166,195
営業外収益	522,931
受取利息	457
受取配当金	299,700
投資事業組合運用益	2,544
経理指導料	4,264
デリバティブの評価益	7,602
その他	8,376
営業外費用	322,945
支払利息	97,259
支払損料	13,372
支払手数料	14,423
その他	4,840
経常利益	129,895
特別利益	715,982
合併差益	60,497
合義業務免除益	113,002
特別損失	173,500
固定資産除却損	6
投資有価証券評価損	55,930
債権放棄損	405,000
税引前当期純利益	460,937
法人税、住民税及び事業税	152,838
法人税等調整額	△11,520
当期純利益	428,545
	141,317
	287,227

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

株式会社ジーニー  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	相 馬 裕 晃
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡 部 幸 太

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーニーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ジーニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 連結注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2024年4月25日開催の取締役会において、ソーシャルワイヤー株式会社との間での資本業務提携及びソーシャルワイヤー株式会社が実施する第三者割当増資により発行される株式を引き受けることを決議している。
- 連結注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2024年4月25日開催の取締役会において、2024年6月28日開催予定の定時株主総会に、「特定の株主からの自己株式取得の件」を付議することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

株式会社ジーニー  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	相 馬 裕 晃
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡 部 幸 太

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーニーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 個別注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2024年4月25日開催の取締役会において、ソーシャルワイヤー株式会社との間での資本業務提携及びソーシャルワイヤー株式会社が実施する第三者割当増資により発行される株式を引き受けることを決議している。
  - 個別注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2024年4月25日開催の取締役会において、2024年6月28日開催予定の定時株主総会に、「特定の株主からの自己株式取得の件」を付議することを決定している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社ジーニー 監査等委員会

常勤監査等委員 鳥谷 克幸 ㊟

監査等委員 轟 幸夫 ㊟

監査等委員 佐々木 義孝 ㊟

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

交通

J R線 「新宿駅」下車 西口より徒歩約15分  
大江戸線 「都庁前駅」下車 E4出口より徒歩約7分  
「新宿西口駅」下車 D4出口より徒歩約11分  
丸ノ内線 「西新宿駅」下車 1番出口より徒歩約3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。